

論文

民族紛争をどう考えるか

友 永 健 三

一 はじめに

東欧の民主化、東・西ドイツの統一、ソビエトの崩壊と一連の共和国の独立、米ソの冷戦構造の崩壊とめまぐるしく歴史は展開している。

これらの相次ぐ出来事は、基本的には、平和で民主的な二一世紀の世界が到来するのではないかとの明るい展望を、多くの人びとに抱かせた。

けれども現実には、かつて世界平和を脅かし、民主主義と人権を抑圧していた体制や構造の崩壊の始まりをもたらしたものは、それに代わる、新たな平和で民主的な人権が尊重された世界の構築は、いまだ成し遂げられていないだけでなく、相当長期間にわたる努力によって、

新たに創造していかねばならないことを人びとに気付かせた。

その際、解決していかねばならない最大の問題の一つが民族対立である。

本稿はそのためのささやかな試論である。

二 民族対立の激化

冷戦構造の崩壊以降、われわれの目の前で繰り広げられている民族対立を思いつくままに列挙してみよう。

①旧ユーゴスラビアのボスニア・ヘルツェゴビナでは内戦が長期化している。

②旧ソ連においては連邦を構成していた一五の共和国が独立した。しかし、それぞれの共和国間において紛争が長期化（例えばアルメニアとアルゼバイジャン）して

いるし、共和国内においても民族紛争が多発（たとえばグルジア）している。

③ヨーロッパ全域でネオ・ナチ勢力の拡大と過激化が見られ、ユダヤ人やロマ（ジプシー）、外国人労働者や難民が襲撃されている。

④スペインのバスクやイタリアの北部地方、英国の北アイルランドやスコットランドなどにおいて、分離独立、少なくとも広範な自治を要求する機運が強まっている。

⑤アメリカにおいてもワシントンやロサンジェルス、「暴動」に象徴されるアメリカ国内における民族対立の激化がみられるし、ハワイにおいては先住民を中心に独立の機運が高まっている。

⑥カナダにおいてもケベック州の独立、先住民への土地返還が迫られている。

⑦中南米においては政権担当者による開発路線と先住民の対立が激化している。

⑧インド、スリランカにおいて首相や大統領が相次いで暗殺されたが、この背後には深刻な民族対立がある。

⑨中国においてはチベットの独立を求めた動きが続いているし、一九九七年の返還を目前にした香港の動向は流動的で予断を許さない。

⑩日本においてもアイヌ民族、定住外国人、外国人労働者との共生が求められてきている。また、部落解放基本法の制定を求めた運動が大きく盛り上がりつつあるし、地方分権を求めた機運がかつてなく高まってきている。

三 なぜ民族対立が激化しているのか

以上、思いつくままに現状を列挙したが、冷戦構造の崩壊後、なにもえに民族対立が、このように激化しているのだからだろうか。

まず第一にいえることは、米ソ冷戦構造の崩壊によって、いままで抑え込まれていた矛盾や不満が一挙に表面化してきたという点である。

とりわけこのことは、旧ソビエト下のバルト三国の独立に象徴されている。

第二に、産業化の進展によって、また、人びとの国際的な移動の増大によって、既存の国家の内部において「家族」よりは大きく国家よりは小さい集団の単位として、民族（エスニック・グループ）に対する帰属意識が強まり、それに基づく要求が強まってきたという事情がある。ところで、これまで、無限定に「民族」という表現を使用してきたが、文化人類学者や社会学者の間において、

エスニック・グループ（民族）とは、「国民国家内において、他の支配的なグループとの関係において、異なった言語、宗教、歴史、文化や慣習、居住領域などの共通性（これら全ての要因もしくはいくつかの要因の共通性）に基づいて形成された集団である」とされている。

この意味で定義される民族の要求は多様で、例えば、政治的には独立を求めている民族もあれば、広範な自治を求めている民族もあるし、単に差別をなくしともに生きていく権利を主張している民族もある。

なお、産業化の進展と人びとの国際的な移動の増大は、これまでの民族国家との関係では、国内においては、先にみたような民族としてのまとまりと独自の要求を強めているが、国外においては、地域機関（EC、CSCE、NAFTAなど）や国際機関（国連など）の役割の増大を促している。この二つの傾向は、同一の歴史的な変化がもたらした二つの現れであり、共通していえることは、既存の国民国家の役割の低下である。

第三にあげられる要因は、人権や、平等に関する意識が全般的に高揚してきたことである。例えば、近年、世界人権宣言を基本に国連やILOさらにはユネスコなどの国際機関で一連の国際人権諸条約が採択され、国際的に監視するシステムが徐々に生み出されてきているし、

国際先住民民族年などの取り組みによって先住民に関する国際的な関心が大きく高まってきていることをあげることが出来る。

第四にあげられる要因としては、現実には不平等が存在していたり、過去の歴史で行われた不正義が清算されていなかった場合である。例えば前者の一例として、かつて一定期間統一国家として存在していたチェコスロバキアの分裂をあげることができる。チェコ側は産業が進み住民の所得水準も高かった。一方スロバキア側は農業が主体で、住民の所得水準もそれほど高くなかった。このような状況下で、経済的な困難が増大すると、両者に不信感が増大してくる。その結果、分離独立の要求が高まり、二つの国家に分裂してしまったのである。

ユーゴスラビアが分裂し、ボスニア・ヘルツェゴビナにおいて深刻な内戦が続いている背景には、複数の要因が存在している。例えば、スロベニアやクロアチアはヨーロッパの中心部に近く経済も発展していたのに比して、セルビアはヨーロッパからは比較的遠隔地にあり経済的にも遅れをとっていた。そこでもともと両者の間には、経済面での不満が存在していた。さらに歴史的にみたととき、クロアチアはナチスドイツに協力し、セルビア人を弾圧した歴史を持っていた。そこでセルビア人の中

には根強いクロアチア人不信が存在していた。ところが、これまではソビエトが存在し、ユーゴスラビアの独立が絶えず脅かされていたので、こうした内部の矛盾は表面化しなかった。けれどもそのソビエトが崩壊した。そこでこれまで隠されていたものが表面化してきたのである。

第五番目の要因としては、政治や民族運動のリーダーたちが、自己の立場を強化するために特定の民族の意識をかきたてることである。このことは、戦前のドイツにおけるヒトラーや日本の指導部が行った世論操作、現在のボスニア・ヘルツェゴビナでそれぞれの民族の指導者が行っている宣伝を見れば明らかである。

第六番目の要因としては、現実存在している民族間に存在する不満、不正義、差別を早期かつ平和的に解決するための基準や仕組みが国内的・国際的にいまだ整備されておらず、努力が十分になされていないことがあげられる。

四 民族対立の激化の影響

近年、世界的に多発している民族対立の激化によって、いかなる問題が生み出されているかを、以下に列挙して

おこう。

①多くの人命が奪われている。ボスニア・ヘルツェゴビナにおける民族対立が示しているように、とくに子ども、お年寄り、女性、少数民族の被害が大きい。

②多くの難民が生じてきている。その結果、難民の受け入れ国にもさまざまな社会問題を生み出している。その象徴の一つがドイツである。

③地球環境破壊が激化している。この点は、イラクのクエート侵略とその後の湾岸戦争の勃発のなかで、油田が破壊され、海洋の深刻な汚染をもたらしたことに象徴されている。

④地域的平和、世界平和を脅かす。民族対立が、武力を伴った内戦をもたらしている地域は少なくない。例えば、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ソマリア、旧ソビエトのいくつかの地域、スリランカ、ビルマ（ミャンマー）、グアテマラなどがあるが、なかでも旧ソビエトの民族対立が、現在以上に激化すれば、核兵器はもとより大量の近代兵器を保持している地域だけに、世界に大きな脅威をもたらす危険がある。

⑤経済的損失は計り知れない。民族対立の激化している地域においては、工場や商店が焼き払われるだけでなく、発電所やダムまでも破壊の対象にされることが少なくないことも事実である。とりわけ、大国なり支配民族の抑圧をはねのけて抵抗していく際の拠り所として、被支配民族のなかで高揚する民族性を反動的なものとして否定することはできない。

そこでもう一つの立場として、民族とは人間が本質的に持っている集団の側面を代表するものであり、これを積極的に評価していく必要があるという考え方があつた。この考え方の根底には、人間は個人では生きていくことはできず、なによりもまず類的な存在であり、この類的存在のありようが、民族という形態をとるといふ受けとめ方がある。この立場にたてば、問題はいかにして民族間の調和を作り出すかにあるし、民族間の平等と公平な関係を作り出すことが重要だということになる。

この問題を考えていくうえでもう一つ大切なことは、普遍的なものは個別的なものを通じて実現していくといふ弁証法的な物事の理解である。この理解を踏まえると、人類のなものは民族的なものを通じて実現していくことになる。

このことを逆にいえば、民族的なものが積極的な役割を演じられるのは、普遍的なものの実現をめざしたとき、つまり、人類の理想を自らの民族の持ち場において実現するという立場にたつたときである。

くない。

⑥貴重な文化財を失う。例えば、ボスニア・ヘルツェゴビナの中心都市サラエボは古い歴史を誇る美しい文化財に恵まれた都市であるが、内戦の勃発によって、昔日の面影が失われつつある。

五 民族と人類の統一

民族対立の激化という状況に直面して、民族に対する二つの異なった評価が行われている。

一つは、民族とはもともと邪悪なもの、反動的なものであり、人びとを対立させ分裂させるもので、人類の立場のみが積極的だとするものである。

確かに戦前の日本の指導部が大和民族の優秀性をかき立て無謀な侵略と戦争に突入していったこと、さらにはドイツにおいて、ヒトラーに率いられたナチズムがゲルマン民族の優秀性を煽りたてユダヤ人やロマ（ジプシー）を大量に虐殺し、ついには第二次世界大戦をもたらしたことを見れば、この論が指摘しているように民族が果たしてきた否定的な側面があることは明らかである。けれども他方で、民族そのものの存在を否定したり、その影響力をつまらないものとして無視することはでき

換言すれば、民族性が人類の普遍的なものを代弁しているときは進歩的な役割を果たすことができるが、これと対立し、自己民族優越主義となると反動的なものとなるということである。

六 今求められていること

現在世界には、およそ五千から八千もの民族が暮らしているといわれている。一方、国家の数はただか二百にすぎない。ということは、ほとんどの国家が多民族国家であるということになる。

ところが、往々にして、最も強力な影響力を持つ民族が国家を牛耳り、他の民族を抑圧していく傾向がある。例えば、支配的な民族の言語、宗教を他の民族に強制したり、議会や高級官僚、有力産業を支配民族が独占的に掌握したり、肥沃で便利のよい土地を支配民族が他の民族から強制的に取り上げたりするといったことが行われがちである。

このような不正義が長期間にわたって行われると、必然的に被支配民族は抵抗に立ち上がることになる。最初は、平和的に抵抗に立ち上がるが、この抗議行動に対して支配民族から武力的な弾圧が行われれば、やがて被支配民族から強制的に取り上げたりするといったことが行われ

配民族の側も武力を伴った抵抗運動を展開するようになっていく。そして、両者はついには内戦状態に突入する。通常、支配民族と被支配民族のそれぞれと深い関係をもつ他の国があり、しかもその国に生活する当該民族が存在している。すると両者の対立が国際的な性格を持った紛争に転化していく。

このような、背景と経過を伴って民族対立は発生し、深刻化していくという現状を踏まえるならば、これに対処する方策としては、つぎの諸点をあげることができよう。

1 紛争の早期発見と早期対応

民族紛争はほんの些細な出来事がきっかけとなって始まるものである。この初期の段階で紛争の芽をつみとっていくことが重要である。このためには、マスメディア、NGO、国連機関、地域間機関、研究者などの果たす役割は大きい。

2 紛争を解決するための基準と機関の国内的整備

ついで、民族紛争を解決していく際の基準や仕組み、機構を整備する必要がある。このためには、まず、一国内においてそのための法的枠組みを整備するとともに、

苦情を取り上げ適切に解決していく権威を持った機関を確立する必要がある。

3 紛争を解決していくための基準と機関の国際的整備

民族対立は、往々にして一国内ではうまく解決されないという傾向を持っている。というのは、民族対立を解決していくための基準や機構そのものが、えてして支配的な民族の影響下におかれるからである。そこで、国際的に人権諸条約を整備していくこと、とりわけ先住民族やマイノリティなどの権利を擁護していくための条約を整備するとともに、その基準を履行するための調査団を設置したり、委員会や裁判所などの整備を国際的には必要がある。

このためには、CSCCE(全欧安保会議)やOAU(アフリカ統一機構)などの地域間機構や国連などの国際機関にかけられている期待は大きい。

また、イスラエルとPLO(パレスチナ解放機構)の歴史的和解を導く際に、ノルウェー政府が影の仲介役の役割を果たしたことに象徴されるように、第三国の果たす役割も少なくない。

4 経済的不平等の克服と安定した成長

以上は、どちらかというとなら民族対立を克服していくための手段・方法を指摘したが、内容面としては、紛争の原因を取り除いていくことが必要である。

このためには、過去の不正義、現実存在している経済的不平等や政治的不平等、さらには宗教や文化面での不平等を克服していくことが求められる。

なかでも経済の面では、他の民族の人権を損なわない、しかもあまり格差の無い適度の開発と成長を実現していくことが不可欠である。

経済的な格差があまりにも大きいこと、さらには経済的な困難が深刻になることが民族対立を生み出し、激化させているという現状を見たとき、「経済発展を適度に、かつ公正に達成する」ということは、人権を確立していくうえで必要不可欠なインフラストラクチャーである」ということができよう。

5 全ての民族に政治への参加を承認すること

ついで、政治的な側面では全ての民族の参加を実現していく必要がある。そのための形態としては、ある場合には独立を承認していく必要があるし、他の場合には大

幅な自治を承認していくこと、また国会に特別の議席を認めていくことなども必要である。

6 公正な民族間の関係

また、社会生活における民族間にある差別を撤廃していくことは、重要な課題である。就職や入学、住宅入居や社会保障などをうける面における差別は明確に撤廃されなければならない。

7 それぞれの言語や宗教、さらには文化の承認と共生

さらに、言語や宗教、文化の面では、それぞれの民族が持つ固有の言語、宗教、文化を尊重し、ともに生きていく権利を承認していく必要がある。

七 アジア・太平洋地域の特色と問題点

二一世紀はアジア・太平洋地域の時代であるといわれている。なるほど、この地域は広大な面積を持つているし、膨大な人口を擁している。また、近年この地域は急激な経済成長を遂げている。

アジア・太平洋地域は、また、文化の面でも極めて多様性に富んでいる。

もう一つは、本年六月オーストラリアのウイーンにおいて国連の呼びかけで開催された世界人権会議に向けて、本年四月タイのバンコクでアジア地域の地域会議が、関係する政府代表とNGOの代表によって開催されたことである。

この会議を通じて、さまざまな問題は残されているとはいえ、この地域の政府も人権を尊重するという態度をとらざるをえなくなってきた。人権に関係した多くのNGOたとえばACFOD（発展のためのアジア文化フォーラム）、社会改革運動ALIRAN、IMADRなどが育ちつつあり、そのネットワークが作り出されてきていることである。

資料/地域的人権保障の概要

●ヨーロッパ

- ・ヨーロッパ人権条約 一九五〇年十一月四日採択
- ・一九五三年九月三日発効
- ・ヨーロッパ人権委員会（ストラスブール・フランス）
- ・ヨーロッパ人権裁判所（ストラスブール・フランス）
- （注）ヨーロッパ社会憲章 一九六一年一〇月一八日採択 一九六五年二月二六日発効

このような特色と将来性を持つているこの地域の持つ最大のアキレス腱は、人権が確立されていないことと、人権を守っていくための地域的枠組みができていないことである。

地域的な人権保障という点でいえば、資料にあるように、例えばヨーロッパでは人権条約が採択されているだけでなく、この人権条約の実施を確保するための委員会や裁判所が設置されている。

米州やアフリカさらにはアラブ地域においても地域的人権保障が、程度の差こそあれ、整備されてきている。

けれども、日本もその一員であるアジア・太平洋地域においては人権条約が存在していないし、もちろんこの条約の実施を確保する委員会や裁判所はない。

幸い、この地域においても二つの重要な変化が生まれつつきている。

その一つは、日本の大阪の地にアジア・太平洋人権情報センターを設立しようという動きである。この動きは、国連の呼びかけで一九八二年にスリランカのロンボで開催されたセミナーでの合意事項の実現をめざすものである。現在、反差別国際運動（IMADR）をはじめとする民間団体と大阪府・大阪市などの地方自治体との連携によって一九九四年二月開設がめざされている。

●米州

- ・米州人権条約 一九六九年一月二二日採択
- ・一九七八年七月一八日発効
- ・米州人権委員会（サンホセ・コスタリカ）
- ・米州人権裁判所（サンホセ・コスタリカ）

●アフリカ

- ・アフリカ人権憲章 一九八一年六月二七日採択
- ・一九八六年一〇月二二日発効
- ・アフリカ人権委員会（アジスアベバ・エチオピア）

●アラブ

- ・アラブ人権委員会（一九六八年二月）
- ・アラブ人権宣言案
- ・一九七一年九月採択

●アジア・大洋州

- ・アジア・大洋州には、人権条約も人権委員会もない。
- ・ただ一九八二年、スリランカのロンボで国連の呼び掛けたセミナーがあり、必要性の討議はされている。
- ・当面、アジア人権情報センターの設置が求められている。

八 おわりに

米ソ対立を基軸とした冷戦構造の崩壊以降、世界の三極化が進んでいる。この中にあって、日本はアジア・太平洋地域との関係を強めざるをえない。

現に、日本の企業はこの地域に活発に進出しているし、この地域から日本にきて働いている移住労働者も少なくない。けれども、日本はこの地域において、本心からの信頼と尊敬を得ていない。その原因は、前の戦争における日本の侵略行為を明確に謝罪していないという問題がある。

また、この地域のいずれかで、民族対立が激化したとき、日本はその局外に立つことはできないという問題もある。それどころか、むしろ民族対立の渦に巻き込まれる恐れがある。例えば、このことは、日本以外のアジア・太平洋地域のいずれかの国において、ボスニア・ヘルツェゴビナで生じているような長期にわたる民族対立と内戦が生じて、大量の難民が生じたとき、日本はその局外に立つことができない現実を直視すれば明らかである。

その点では、今後、日本がこの地域において他の国や他の民族とともに生きていくために、まず第一に先の戦争における戦争責任を明確にし、謝罪することが求められている。

第二には、国際人権規約の第一選択議定書(個人からの通報

にも道を開いている)や人種差別撤廃条約に代表される人権諸条約の仲間入りを早期に実現し、国内で誠実にこれを履行することが求められている。

第三には、アジア・太平洋人権情報センターの一九九四年設立を実現し、日本国内の人権意識を高めるとともに、この地域における差別撤廃と人権確立に少しでも貢献していくことが求められている。

△参考文献▽

本稿の執筆にあたっては煩雑さを避けるために、関係する文献をいちいちあげることにはしなかった。そこで、基本的な参考文献のみ以下に紹介しておく。

なだいなだ著『民族という名の宗教』岩波新書、一九九二年一月

西島建男著『民族問題とは何か』朝日選書、一九九二年八月
綾部恒雄著『現代世界とエスニシティ』弘文堂、一九九三年二月

浅井信雄著『民族世界地図』新潮社、一九九三年四月
日高義樹著『アメリカ大暴落』学習研究社、一九九一年一月

本間長世著『多民族社会アメリカのゆくえ』岩波ブックレット、一九九二年九月

梶田孝道著『エスニシティと社会変動』有信堂、一九八八

職場研修をどうすすめるか

部落解放研究所編

人権ブックレット 40

● A5判 ● 96頁

● 定価 600円 + 税 18円

「ヒューマンライツ」連載の「ザ・企業訪問」の中から部落問題研修に対し先進な取り組みをする企業8社を紹介、あわせて今後の方向性を探る藤原俊昭氏の書き下しを掲載。

職場研修を
どうすすめるか

